

各自治体のインセンティブ事例

モデル工事

●工事成績考査の加点評価基準

宮城県基準

条件	基準
・事業者登録 ・技能者登録 ・管理者ID（現場管理者）登録 ・現場にカードリーダーを設置	・元請企業のみ。下請け企業の登録は求めない。 ・1名以上。 ・当該現場の登録。 ・実働日数30日以上ICカードを読み取る。

・加点

上記条件を満足し、基準を達成した場合は、県工事成績調書「別紙－1 ⑦創意工夫」の「その他」において1点加点

・減点（CCUS義務化工事のみ）

上記基準を達成出来なかった場合は、県工事成績調書「別紙－2 ③7.法令遵守等」において3点減点

（ただし、登録事務の遅れによりCCUSを活用出来なかった場合については、この限りではない）

●PR看板



- ・ R3 CCUS推奨工事，義務化工事では，PR看板を設置するよう定めている
- ・ 看板については任意だが，宮城県土木部で看板見本を作成した（上図）
（ホームページ等には公開していない。監督職員より提供。）

【建設キャリアアップシステム】宮城県によるCCUS義務化工事等の概要

CCUS活用現場①



【PR看板設置状況】

CCUS活用現場②



CCUS活用現場③



●宮城県における取り組み

国土交通省

平成31年1月 限定運用開始

平成31年4月 本運用開始，CCUS活用推奨モデル工事とCCUS義務化モデル工事を実施

地方自治体

令和元年10月 山梨県で「総合評価落札方式による加点措置」の試行を実施

令和2年度 福島県，長野県，静岡県，滋賀県で「総合評価入札方式による加点措置」を実施

宮城県（R2.8～）でCCUS活用モデル工事を実施

群馬県，宮崎県でモデル工事を実施

令和3年度

CCUS活用を標準化

CCUS推奨工事とCCUS義務化工事を実施

宮城県で「総合評価入札方式による加点措置」を導入

埼玉県，岐阜県，三重県，兵庫県，岡山県，鹿児島県が「総合評価入札方式による加点措置」を導入予定

【建設キャリアアップシステム】宮城県によるCCUS義務化工事等の概要

	R2 CCUS活用モデル工事	R3 CCUS推奨工事	R3 CCUS義務化工事
対象工事	土木部が発注する工事のうち、発注機関が選定するSまたはA等級相当の工事を対象（35件）	土木部が発注する全工事（営繕工事等も含む）	土木部が発注するS等級工事のうち、発注機関が指定する工事（34件）
実施条件	発注時に特記仕様書及び入札公告に記載されていること 工事契約後、速やかに活用希望の有無について発注者に報告し、施工計画書に記載すること	発注時に特記仕様書及び入札公告に記載されていること 契約締結後30日以内に「CCUS活用通知書」を提出すること	
費用負担	全額受注者負担		カードリーダー設置費用と現場利用料を精算変更時に実績に基づき、積み上げ計上（これ以外は受注者負担）
工事成績考査 （補足1，2参照）	基準達成した場合、加点あり		
	減点なし		減点あり
評価基準	県独自		
その他	アンケート実施	PR看板を設置	

【建設キャリアアップシステム】宮城県によるCCUS活用モデル工事の概要

- (対象工事) 宮城県土木部が発注する工事のうち、発注機関が選定するSまたはA等級相当の工事を対象
- (試行内容) 工事契約後、CCUS 活用希望があり、以下の基準を達成した場合は、工事成績評価において加点

条件	基準
事業者登録	元請のみ ※下請の登録は求めない
技能者登録	1名以上
現場登録(管理者ID登録)	当該現場の登録
現場へのカードリーダー設置	実働日数30日以上ICカードを読み取る

- (確認方法) 発注者は、受注者に対して、基準達成及びCCUS活用状況を確認できる資料の提出を求めることにより確認
- (評価への反映) 受注者が上記の基準を達成した場合、**1点加点**（未達成の場合も減点を行わない。）
※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。
- (仕様書の明示) モデル工事の対象工事は、入札公告及び特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする
- (費用負担) CCUS 活用にかかる費用（登録、機器設置費用、現場利用費等）は、
受注者が負担するものとする

※宮城県「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」(令和2年8月1日施行)を基に国交省作成

【建設キャリアアップシステム】群馬県によるCCUS活用モデル工事の概要

- (方式) 「発注者指定型」と「受注者希望型」の2種類のモデル工事を試行
- (対象工事) <発注者指定型> 群馬県県土整備部が発注する工事のうち、発注者がモデル工事として選定した工事を対象
<受注者希望型> 群馬県県土整備部が発注する工事のうち、受注者が希望する工事を対象
※モデル工事として発注していない工事でも、受注者からの希望に応じ、モデル工事として事後設定可能

(試行内容) 以下に示す条件の基準を達成した場合、達成状況に応じて工事成績評価に加点（最大で **1.5点**）

条件	基準	加点内容
①管理者ID（現場管理者）登録	CCUSにモデル工事現場登録を行った	①②の2つの条件を達成した場合： 0.5点
②カードリーダーの設置	カードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を蓄積した	
③新規事業者及び技能者登録	モデル工事の実施に伴い、新規に事業者又は技能者の1者（名）以上の登録を行った	・下請事業者で新規登録有：0.5点 ・元請技能者で新規登録有：0.5点 ・下請技能者で新規登録有：0.5点 （最大1点まで）

- (仕様書の明示) <発注者指定型> 施工条件の明示にあたって、CCUSの活用モデル工事であることを明示し、発注手続きを行う
<受注者希望型> 「発注者指定型」と同様の発注手続きを行い、契約後、受注者は発注者に対し「工事打合せ書」で「CCUSの活用モデル工事」の適用の有無を選択できる
- (費用負担) カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、実費を現場管理費として計上（国交省基準に準拠）
※カードリーダー設置費用は新規購入に限り、最大3万円まで、原則1工事2台までを原則
- (その他) モデル工事を実施した場合は、施工体制台帳・施工体系図・再下請負通知書・作業員名簿はCCUSから印刷した様式をそのまま使えるようにし、書類作成・提出を簡素化し仕事の効率化を促進

【建設キャリアアップシステム】福井県によるCCUS活用推進モデル工事の概要

(対象工事) 福井県土木部が発注する土木一式および建築一式の設計金額2億円超（総合評価落札方式（技術提案型））の工事を対象

(試行内容) 発注者は、下表のとおり指標ごとに目標基準を指定するものとし、達成状況に応じて、工事成績評価に基づく工事成績評価点について加点

	土木一式	建築一式
平均登録事業者率	90%	70%
平均登録技能者率	80%	50%
平均就業履歴蓄積率	50%	30%

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認

(評価への反映) 受注者が全ての指標に係る目標基準を達成した場合には、工事成績評価により評価を行う。ただし、目標基準が未達成となった場合でも工事成績評価は減点しない

(仕様書の明示) CCUSモデル工事は、特記仕様書または現場説明書においてその旨を明らかにするものとする

(費用負担) CCUS活用にかかる費用（登録、機器設置費用、現場利用費等）は、受注者が負担するものとする

【建設キャリアアップシステム】 岐阜県によるCCUS活用モデル工事の概要

(対象工事) 岐阜県県土整備部が発注する工事のうち、発注機関が指定する「土木一式・A等級工事」
※ 初年度である令和3年度は、各土木事務所1件程度を指定工事として実施

(評価基準) 工事契約後、以下に示す条件を達成した場合は、工事成績評定にて加点

CCUS利用条件	基準
事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）
技能者登録	1名以上
現場登録（管理者ID(現場管理者)登録）	当該現場の登録
現場へのカードリーダー設置	実働日数30日以上ICカードを読み取る

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、登録状況やカードリーダーの使用日数といった基準の達成状況を確認できる資料の提出を求めることにより確認

(評定への反映) 受注者が上記の基準を達成した場合、**1点加点**（未達成の場合も減点を行わない。）
※ 工事契約締結前に事業者登録や技能者登録を行っている場合は条件を満たすものとする

(仕様書明示) 入札公告及び特記仕様書にCCUS活用モデル工事であることを明示

(費用負担) カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、実績に基づき現場管理費として積上げ計上
※ カードリーダー設置費用は新規購入に限り、最大3万円かつ1工事1台までとする

【建設キャリアアップシステム】三重県によるCCUSモデル工事の概要

令和3年度の取組（CCUS活用モデル工事）

建設現場でのCCUSの活用を促進するため、「**活用モデル工事**」を実施します。



【対象工事】12件程度

予定価格が70,000千円以上の
土木一式工事を対象

10月以降に順次発注予定

【入札参加条件】

CCUS事業者登録が完了していること

【現場実施条件】

現場にカードリーダーを設置

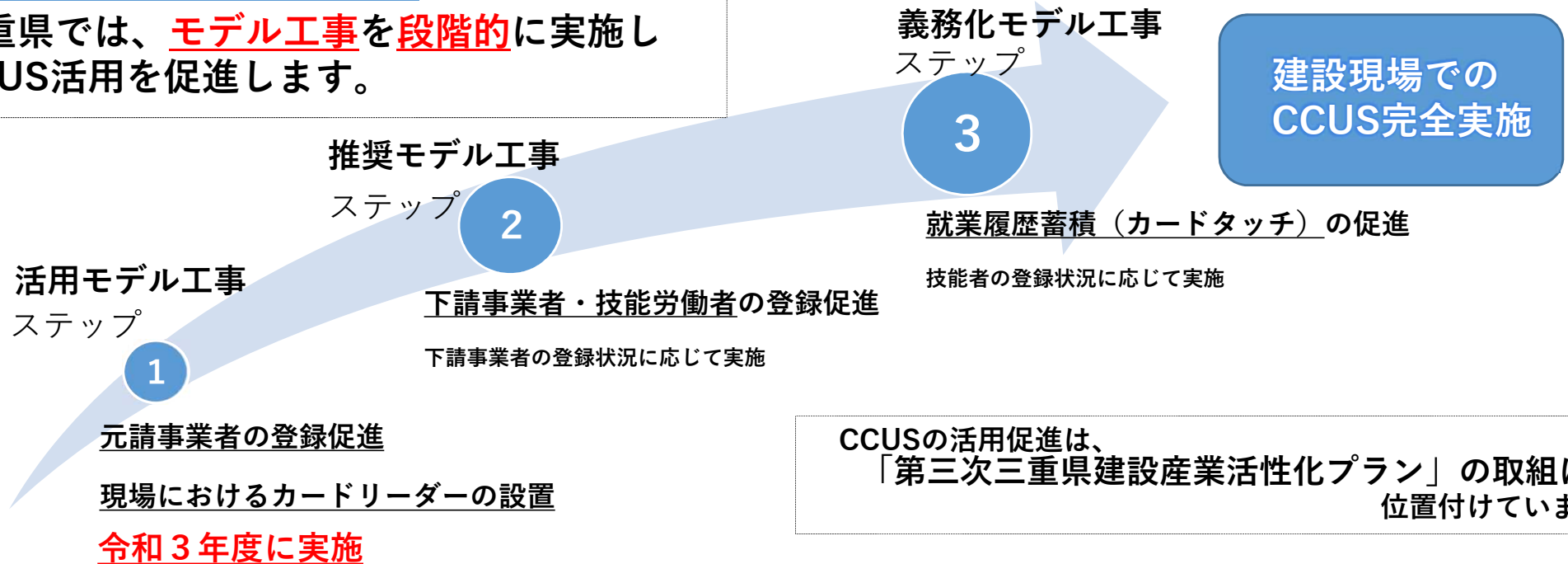
【発注者の費用負担】

「カードリーダー購入費の一部」
「カードタッチ費用の全額」

実績に基づき精算変更で計上

CCUS完全実施に向けた取組

三重県では、**モデル工事**を**段階的**に実施し
CCUS活用を促進します。



CCUSの活用促進は、
「第三次三重県建設産業活性化プラン」の取組に
位置付けています。

【建設キャリアアップシステム】 名古屋市によるCCUS活用推奨モデル工事の概要

(対象工事) 名古屋市が発注する営繕工事のうち、予定価格 6 億円以上の工事及び、それに付随する電気工事、衛生工事、空調工事が対象

(試行内容) 受注者が工事着手前に発注者に対して希望した場合、発注者は指標ごとの最低基準と目標基準を設定。
当該基準の達成状況に応じて、工事成績評定点について加点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	5 0 %	7 0 %
平均登録技能者率	3 0 %	5 0 %
平均就業履歴蓄積率	2 0 %	3 0 %

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

(評定への反映) 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、1 点加点
受注者が平均登録技能者率 7 0 % 以上を達成した場合、さらに 1 点加点

(仕様書の明示) モデル工事の対象工事には、特記仕様書を添付する

【建設キャリアアップシステム】愛媛県によるCCUS活用モデル工事の概要

(対象工事) 愛媛県土木部が発注する工事（設計金額 1 億円以上）のうち、発注者が必要と認めた工事

(実施内容) 発注者は、下表のとおり指標ごとの目標基準を指定し、達成状況に応じて工事成績評定点で加点

指標	目標基準
平均登録事業者率	90%
平均登録技能者率	80%
平均就業履歴蓄積率	50%

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

(評価への反映) 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、1 点加点
受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに 1 点加点

(仕様書の明示) モデル工事の対象工事は、入札公告及び特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

(費用負担) カードリーダー購入費用及びカードタッチ費用について、支出実績に基づき直接工事費として計上
（ただし、すべての諸経費の対象外とする）
※カードリーダー購入費用は新規購入に限り、最大 3 万円（税抜）まで計上可能（原則 1 工事 1 台まで）

【建設キャリアアップシステム】 鹿児島県によるCCUS活用モデル工事の概要

(対象工事) 鹿児島県土木部及び商工労働水産部漁港漁場課所管の令和3年6月1日以降の指名通知又は公告の発注工事のうち、受注者が希望する工事を対象

(試行内容) 対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの目標基準を指定するものとし、当該基準を全て達成した場合は、工事成績評価に基づく工事成績評定点について加点を行う

指標	基準
登録事業者率	70%
登録技能者率	60%(営繕:50%)
就業履歴蓄積率	30%

(確認方法) 発注者は、受注者に対して各指標に係る基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認

(評価への反映) 受注者が上記の基準を全て達成した場合は、工事成績評価要領における審査項目「創意工夫」において、**0.4点**評価する

(仕様書の明示) CCUS活用工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

(未達成項目の報告) 上記のいずれかの指標に係る基準を達成しなかった場合、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成書類提出時に発注者に報告させる

※鹿児島県「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」(令和3年4月1日適用)を基に国交省作成

【建設キャリアアップシステム】宮崎県によるCCUS義務化モデル工事の概要

(対象工事) 宮崎県が発注するWTO対象工事などの大規模な建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象

(試行内容) 発注者は、指標ごとの最低基準と目標基準を指定し、達成状況に応じて工事成績評定点に加点又は減点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

(評価への反映) 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、**1点加点**。
受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに**1点加点**。
一方、いずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は**1点減点**する

(仕様書の明示) 義務化モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

(費用負担) カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

【建設キャリアアップシステム】 宮崎県によるCCUS推奨モデル工事の概要

- (対象工事) 宮崎県が発注する建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象
- (試行内容) 受注者が工事着手前に発注者に対して希望した場合、発注者は指標ごとの最低基準と目標基準を設定。
当該基準の達成状況に応じて、工事成績評定点について加点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

- (確認方法) 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認
- (評価への反映) 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、**1点加点**
さらに、受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに**1点加点**
- (仕様書の明示) 推奨モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

各自治体のインセンティブ事例

総合評価における加点

R3年度は「入札者が事業者登録済み」であれば、加点評価される
(発注者が審査時に落札候補者の事業者登録を確認出来れば評価対象となる)

1 - (1) 建設工事総合評価落札方式の改正について

②建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した評価項目の導入

■概要

国が掲げた令和5年度からのCCUS完全実施に向け、本県における活用促進の誘導策として、CCUSに関する新たに評価項目を導入

■評価内容

配点	記載内容	評 価 基 準
0	—	未導入
1	良	建設キャリアアップシステムの事業者登録済み

■型式の適用範囲

全ての型式(簡易型, 標準型, 高度型及びチャレンジ型)において, 適用
(P5の適用範囲一覧表を参照)

■留意事項

(一財)建設業振興基金が運営する, 建設キャリアアップシステム登録事業者検索
(https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search)に登録されているもののみを評価対象とする。

■令和4年度以降の見通し

令和3年度中にCCUSの事業者登録が促進されることを想定し, 令和4年度以降は, CCUSを活用した工事实績に係る評価項目を追加予定

建設工事等における入札・契約制度の改正説明会【令和3年4月1日施行】より抜粋

○ 評価項目

企業の技術力の評価項目に「建設キャリアアップシステム」を追加

○ 加点要件

建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に評価

※「現場で運用する場合」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、
技能労働者の日々の就業履歴を蓄積することを想定

○ 対象工事及び評価点

【対象工事】

総合評価方式により発注する全ての工事

- ・ R2. 4. 1～標準型、簡易型、特別簡易型(復旧型及び復興型含む)の工事を対象
- ・ R3. 4. 1～上記に地域密着型を加えた総合評価方式の全ての工事を対象

【評価点】 0. 2 5 点

○評価項目

企業の技術的能力の評価→働き方改革・担い手確保→建設キャリアアップシステムの活用状況

○評価基準

公告日における建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無
(入札形態がJVの場合は、JV構成企業の代表者が評価対象)

※次のいずれかの資料により確認

- ・事業者登録完了のお知らせ(はがき)の写し
- ・事業者登録完了メールの写し
- ・建設キャリアアップシステムの事業者情報画面のプリントスクリーンを紙印刷したもの

○対象工事及び評価点

対象工事:全ての工事(簡易型Ⅰ型(地域実績型)を除く)

評価点:土木工事・電気工事・機械工事 0.5点、建築工事 1.0点

※建築工事は高い事業効果が見込めるため、配点を引き上げている。

○ 評価項目

(区分) 「価格以外の評価」→「企業の信頼性」→「企業の取組」

(項目) 「建設キャリアアップシステムの導入実績」

○ 加点要件

評価基準日現在において元請が事業者登録している場合に評価

○ 対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式（標準型、簡易Ⅰ型、簡易Ⅱ型）を適用する工事

評価点：0.5点(※)

(※) 評価項目「企業の取組」において、次の各項目のうち実績を有する項目数で評価

1項目につき0.5点、最大1.5点（簡易Ⅱ型は最大1.0点）

・週休2日制工事の実績 ・ICT活用工事の実績

・若手・女性技術者の配置実績 ・建設キャリアアップシステムの導入実績

【建設キャリアアップシステム】群馬県による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

総合評価落札方式の評価点算定基準「企業関係評価項目」に関する評価項目の配点を変更し、
「建設キャリアアップシステム活用」を追加し加点。

○加点要件

入札時の受注希望者の申告により加点し、施工時に以下の状況を確認する。

- (1) 事業者登録
- (2) 管理者ID（現場管理者）登録
- (3) 技能者の就業履歴の蓄積
- (4) カードリーダーの設置

注1) 対象事業者は、施工体系図に記載されている事業者（一人親方を除く）。

注2) 対象技能者は、作業員名簿や新規入場者名簿等に記載されている技能者。

注3) 活用を申告しながら、実績として活用が履行されなかった際は工事成績評定を減点。

○対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式により発注する全ての建設工事

評価点：0. 3点

○適用開始日

令和3年4月1日以降に入札公告される契約

○効果

技能労働者の経験・技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化を図る。

◎ 評価項目

「2」企業の信頼性社会性

→大項目：企業の取り組み

→評価項目：技能者の登録

→評価基準：建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり

◎ 加点内容

建設キャリアアップシステムに企業と自社の技能者が入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価する。

※ 申請中または、企業と技術者のいずれかの登録だけでは評価しない。

※ 登録技能者は、当該工事への配置の有無は問わない。

※ ただし、技能者を雇用していない場合は、企業のための登録でも評価する。
(下請企業は評価しない)

◎ 対象工事及び評価点

対象工事：選択項目として、県土整備部の土木一式工事で試行実施

○特別簡易型（Ⅰ） ○特別簡易型（Ⅱ） ○簡易型

○標準型（W T O型以外）○高度技術提案型

評価点： 2点

【建設キャリアアップシステム】長野県による総合評価落札方式における加点例

- 評価項目
建設マネジメント；労働環境の改善の取り組み評価項目に「建設キャリアアップ」を追加
- 加点要件
当該工事において、「建設キャリアアップシステムを活用することを制約する者」へ加点
- 対象工事及び評価点
【対象工事】総合評価落札方式により発注する全ての建設工事
⇒R2.4.1（開始）予定価格8,000万円以上の建設工事を対象
⇒R3.10.1（変更）予定価格3,000万円以上の建設工事に対象を拡大
【評価点】0.25点
- 履行確認方法
 - ・ 誓約書の提出（建設キャリアアップシステム活用）
 - ・ 工事着手前に発注者と協議し、実施内容の承諾を得る
 - ・ 受注者は、下請企業や技能労働者に対し、説明を行い登録を要請する
(登録申請中など活用が困難な場合でも、発注者に対し説明経緯等を報告し、発注者の承諾を得た場合は活用したものとする。)
- 効果
技能労働者の経験や技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化

※「建設キャリアアップの活用」とは・・・

建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう

【建設キャリアアップシステム】静岡県による総合評価落札方式における加点例

【土木工事】

○ 評価項目

施工の信頼性 → 企業の施工能力 → 働き方改革の推進 → 建設キャリアアップシステムの登録実績

○ 加点要件

登録実績については、事業者登録がある場合に評価

※ 根拠書類として、次のいずれかの写しを添付

①事業者登録完了のお知らせ（はがき） ②事業者登録完了メール ③建設キャリアアップシステムの事業者情報画面

○ 評価基準日及び評価期間

- ・ JV（特定）の係る工事：技術資料提出日までに登録した各構成員の実績を評価対象
- ・ それ以外の工事：静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請による結果の適用をもって評価

○ 対象工事及び評価点

対象工事：技術提案評価型（標準型、簡易型Ⅰ）、施工能力評価型（簡易型Ⅱ）

評価点： 0. 5点

【営繕工事】

○ 評価項目

施工の信頼性 → 企業の施工能力 → 建設キャリアアップシステムの登録実績

○ 加点要件

技術資料提出期限日までに、事業者登録が完了している者を評価

※ 根拠書類として、次のいずれかの写しを提出

①事業者登録完了のお知らせ（はがき） ②事業者登録完了メール ③建設キャリアアップシステムの事業者情報画面

○ 対象工事及び評価点

対象工事：標準型、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ

評価点： 0. 5点

※静岡県「静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式（工事）活用ガイドライン」（令和3年6月）、
「総合評価落札方式活用ガイドライン（営繕工事）」（令和3年6月）を基に国交省作成

○ 評価項目

企業の信頼性・社会性→地域精通度・地域貢献度→技能者の登録→建設キャリアアップシステムへの企業の登録

○ 加点要件

企業の登録がある場合に評価

※自己評価申請書に事業者IDを記載。

○ 評価基準日

入札参加資格確認申請受付締切日時点で事業者登録が完了している者を評価。

（申請中の場合は、加算対象とはしない）

○ 対象工事及び評価点

対象工事：標準型、簡易型、特別簡易Ⅰ型、特別簡易型Ⅱ型

評価点：1. 0点

- **評価項目**
建設キャリアアップシステムに事業者登録をしている者について加点する
- **加点要件**
資格審査の申請期間の末日において、建設キャリアアップシステムに事業者登録をしている者
(土木一式工事および建築一式工事)
- **評価点**
共通項目点数に0.5/100を乗じて得た点数を加点する

○ 評価項目

「企業の地域性・社会性」の「その他、発注機関による独自設定項目」において、
『建設キャリアアップシステム(CCUS)の元請企業の事業者登録および活用』を設定

○ 対象工事

総合評価方式で発注する工事のうち、数件程度を選定

○ 加点要件

「建設キャリアアップシステムの元請企業の事業者登録と活用」を『する』として申請した場合に評価

評価点: 0.5点

※ 活用については、現場にカードリーダーを設置し、技能者が利用することを評価対象とする。なお、CCUSを活用する人数の規定は設けない。

※ 事業者登録、カードリーダーの設置、技能者の利用等にかかる費用は、受注者の負担

○ 履行確認

契約後、監督職員により事業者登録および活用状況を確認

○ 不履行の措置

成績評定にて1.5点減じる

○ 評価項目

（評価分類）「地域貢献度・社会貢献度等」

（評価項目）「建設キャリアアップシステムの活用」

○ 加点要件

技術資料提出締切日時点において、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している者

・申請者が共同企業体である場合は、代表構成員又は他の構成員のいずれかの取得状況を評価対象とする。

○ 確認方法

根拠書類として、次のいずれかの写しを添付

- ① 事業者登録完了のお知らせ（はがき）
- ② 事業者登録完了メール
- ③ 建設キャリアアップシステムの事業者情報画面

○ 対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式により発注する全ての建設工事

評価点：1点

○評価項目

地域建設業者の育成 「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」

○加点要件

CCUSに事業者登録済であることを申告する場合に加点する。

○対象工事及び評価点

対象工事：総合評価落札方式を適用する県土整備部土木請負工事

評価点：**1点**

【建設キャリアアップシステム】宮崎県による総合評価落札方式における加点例

○ 評価項目

評価の視点「企業の取組※」→評価項目「建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組」

※ 対象工事ごとに発注機関の長が、評価項目を設定することができる。

○ 加点要件

当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用する場合（※）に評価する。

（※）元請け企業がCCUSに事業者登録及び当該工事の現場IDを取得し、
現場情報等を登録した建設キャリアアップカードのカードリーダーを現場に設置した場合

○ 対象工事及び評価点

対象工事：簡易型・特別簡易型

評価点：2点

○ 履行確認方法

- ・ 契約後、工事着手日までに工事打合せ簿等により、事業者登録ID及び現場IDが分かる資料を添付の上、主任監督員へ提出
- ・ 工事打合せ簿提出後は、カードリーダー設置状況の確認を主任監督員に依頼

○ 不履行のペナルティ

当該年度又はその前年度においてCCUSの項目で評価を受け受注したが、工事着手日までに建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置していないと認められた場合は、当該年度及びその次年度の間、公共三部（※）が総合評価落札方式で発注する全ての工事において「企業の取組」の項目の評価は－2点とし、その間、CCUSの取組は評価しない。

（※）宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部

【建設キャリアアップシステム】長崎県による総合評価落札方式における加点例

○評価項目

- ・「企業の施工能力」の「下請け次数の制限」において、下請け次数制限に加えて、契約工期内に元請・下請けすべての企業（建設業以外及び県外企業は除く）のシステムによる事業者登録を誓約した企業に対し、加点する
- ・上記、誓約が確認できない場合は、工事成績評定点から10点減ずるものとする

○対象工事及び評価点

- ・令和2年度は、CCUSの活用拡大の第1段階として、一つの現場で多くの専門工事企業や技能者が必要となる3億円以上の建築一式工事の総合評価で試行導入した
- ・令和3年度においては、1億円以上の建築一式工事まで試行範囲を拡大し、加えて建築一式工事に関連性の高い設備工事（管工事、電気工事等）も試行対象とした

○実施状況

年度	工種	件数	のべ参加者数	のべ誓約者数	誓約率	落札者誓約数
2	建築一式	2	10	10	100%	2
3	建築一式	4	13	12	92%	4
	設備工事	12	69	46	67%	12
	計	16	82	58	71%	16

評価の内容（下請け次数の制限）

評価基準	配点
下請契約による請負次数を3次下請までとし、元請下請け全ての企業（建設業以外及び県外企業は除く）のシステム登録を誓約する	0.9
下請契約による請負次数を3次下請までとすることを誓約する	0.45
誓約しない	0

※土木一式工事は2次下請までを誓約

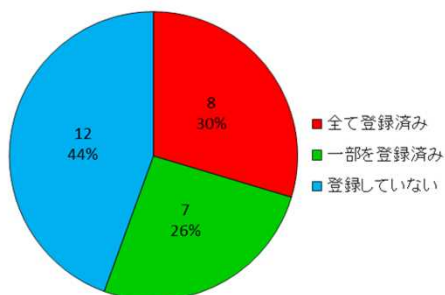
- ・誓約した企業が確実に落札している
- ・建築一式工事に比べ、設備関係の工事の誓約率が悪い
- ・今後、土木一式に導入した場合の誓約率が未知数である

○アンケート結果（県独自集計：R2年度発注工事）

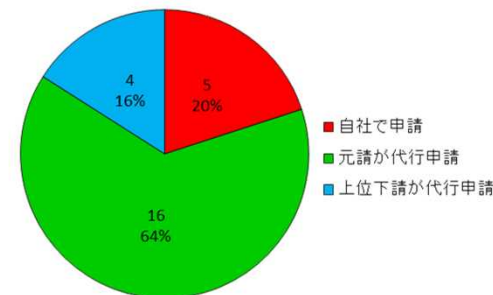
事業者登録（元請・下請）



技能者登録（元請・下請）



申請方法（下請のみ）



- 1 内容
令和4年度より総合評価方式一般競争入札において建設キャリアアップシステム活用を評価する。
- 2 対象工事
総合評価方式一般競争入札にて実施する全ての工事
- 3 評価項目及び加点
 - ①元請企業の登録済・・・・・・・・0.1点
 - ②カードリーダーの設置と運用・・・・0.2点
- 4 確認方法
 - ①については、事業者登録完了のお知らせ（はがき、メール）の写しなど
 - ②当該工事で、カードリーダーを設置し運用する旨の誓約書の提出（実施しなかった場合は、工事成績評定にて減点）

各自治体のインセンティブ事例

入札参加資格における加点

- **評価項目**
「千葉市発注者別評価点算定事務要領」の評価項目
「技能労働者の育成及び確保に係る評価点」において、
「建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者」を加点対象とする
- **加点要点**
千葉市入札参加資格申請時に、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者
- **評価点**
5点
- **確認書類**
登録完了通知の写し、若しくは登録状態のわかる書類

【建設キャリアアップシステム】相模原市による入札参加資格における加点例

- 評価項目
主観的事項の評価項目に「建設キャリアアップシステムへの登録」を追加し、
「建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている事業者」を加点対象とする
- 加点要件
申請時に建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている事業者
- 評価点
5点（主観的事項の合計点は85点を限度とする。）
- 令和3・4年度競争入札参加資格の認定における加点業者数
30者

【建設キャリアアップシステム】静岡県による入札参加資格における加点例

○ 加点内容

前年 1 2 月 3 1 日時点で、建設キャリアアップシステムの事業者登録をしている場合に 1 0 点加点

「建設キャリアアップシステム事業者登録」証明書類の例

(1)事業者ログイン画面の写し

➢ 事業者登録完了後、建設キャリアアップシステムにログインし、事業者情報(ID、商号または名称、所在地)の記載された写し

(2)事業者登録完了のお知らせ(ハガキ)

➢ 事業者登録完了後、登録事業者宛てに郵送される事業者登録完了のお知らせ(ハガキ)の写し

(3)事業者登録の完了メールの写し

➢ 登録申請にかかる審査が完了し、事業者登録料の納付完了後に申請者宛てに送信されるメール文の写し

【建設キャリアアップシステム】長野県による入札参加資格における加点例

- 評価項目
県内の建設業者を対象とした新客観点数の加点項目「労働環境」において、次の項目を対象とする。
⇒建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している者
⇒事業者登録が完了している事業者が雇用している技能労働者のうち登録が完了している者の割合
- 加点要件
審査基準日（審査年度の10月1日時点）で「事業者登録」「技能労働者登録」が完了していること。
- 評価点
事業者登録が完了している事業者 「10点」
事業者登録が完了している事業者が雇用している技能者登録割合
「10%以上50%未満で1点」「50%以上80%未満で3点」「80%以上で5点」
- 確認書類
事業者登録は、事業者登録ID発行通知の写し
技能者登録割合は、技能労働者名簿により登録者割合を確認
- 加点開始
R4・5・6の入札参加資格定期審査から加点（R3年12月から申請書受付予定）

※ R4定期審査: 審査基準日(R3.10.1) 資格有効期間(3年間) 発注標準表によるインセンティブ(資格総合点数によるランク付け)

※ R5中間審査: 審査基準日(R4.10.1) 資格有効期限(2年間) インセンティブの見直し

※ R6中間審査: 審査基準日(R5.10.1) 資格有効期限(1年間) インセンティブの見直し

(定期審査(3年毎)の年度以外は、中間審査を設け、資格総合点数の見直しに反映できる)

【建設キャリアアップシステム】石川県による入札参加資格における加点例

○評価項目

入札参加資格における主観的事項審査の評価項目「社会的取組み」において、
「建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録を行っている者」を加点対象

○加点要件

毎年度直前の審査基準日（1月31日）時点で「事業者登録」を行っている者

○評価点

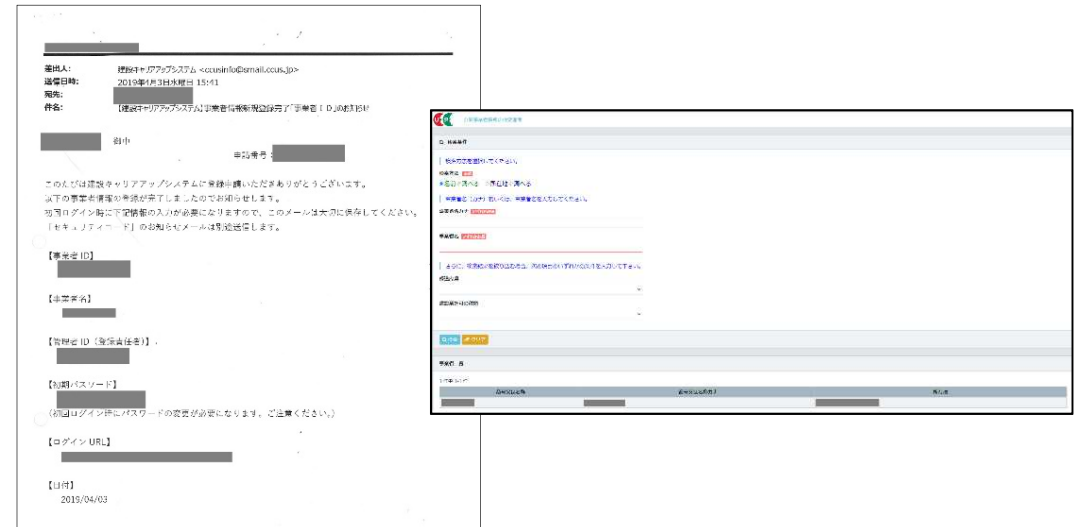
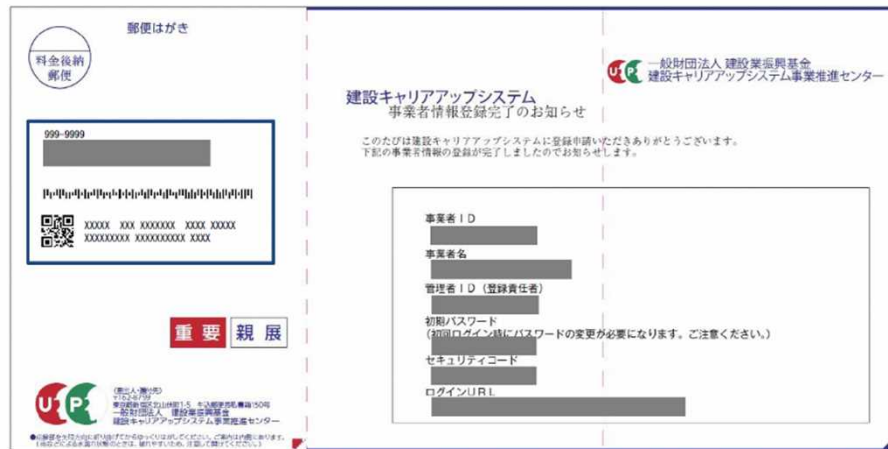
5点 ※「社会的取組み」の加点項目（計12項目）の1項目（1項目該当につき5点、最大5項目25点）

○確認書類

以下のいずれかの証明書類を提出

（1）事業者登録ID発行通知の写し

（2）登録完了メールの写し + CCUSホームページ（登録事業者検索）における自社の検索結果画面の写し



[令和3年度から技術者のCCUS判定を格付けで加点]

- 評価項目
格付けで建設キャリアアップシステムの判定を受けた技能者を加点
- 加点要件及び評価点
 - ・ ゴールドカードと判定された者 1 名につき 3.5 点
 - ・ シルバーカードと判定された者 1 名につき 2.5 点

[令和5年度からCCUSの事業者登録を格付けで加点]

- 評価項目
格付けで建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者を加点
- 加点要件及び評価点
 - ・ 令和4年1月1日時点で登録している事業者 5 点
 - ・ 令和5年1月1日時点で登録している事業者 3 点

【建設キャリアアップシステム】福岡県による入札参加資格における加点例



○福岡県では、県が推進する施策への積極的な協力を促すことを目的として、競争入札参加資格申請の審査項目の一つとして、地域での貢献活動を評価する「地域貢献活動評価項目」を導入

○建設工事の入札資格申請において、全35項目ある評価項目の1つ「働き方改革の推進」の中で、建設キャリアアップシステムの事業者登録をしていることを加点要件としている。

○評価の内容

評価項目の名称	働き方改革の推進
評価項目の説明	働き方改革の促進を通じて、労働環境の改善と人材確保・定着の促進を図る企業を評価するもの。
評価要件	下記の必須項目を実施し、かつ、(1)～(8)の選択項目のいずれか1つ以上を実施していること。 【必須項目】 審査基準日(直前決算日)以前1年の間に、「働き方改革実践企業(よかばい・かえるばい企業)」への事業所登録(更新)をしていること。 【選択項目】 審査基準日(直前決算日)において、次の(1)～(8)の項目について、いずれか1つ以上を実施していること。 ※建設キャリアアップシステムに関連するのは項目(8)。(1)～(7)の選択項目は記載省略 <u>(8)「建設キャリアアップシステム」の事業者登録をしていること。</u>
評価点	主観的事項の評定において 5点加点

○実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度
8件	31件	44件 R3年9月30日時点

○ 評価項目

令和4・5年度建設工事入札参加資格から、技術等評価数値（主観点項目）のうち「社会性による評価」―「働き方改革や生産性向上への取組状況」において、「建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者」を加点対象とする。
※現在、審査実施中

○ 加点要件

令和3年9月30日時点で建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者。

○ 評価点 5点

○ 確認書類

事業者登録ID発行通知はがきあるいは登録完了通知メールの写し

[令和2年度]

○ 説明会の開催

- ・ 県内建設業者を対象に延べ6回開催
- ・ 参加者 約80名

○ 「導入サポートセンター」の設置

- ・ 電話相談の受付
- ・ CCUS登録業務を対面で専門家が支援
- ・ サポートセンターを通じた登録件数は105件
(事業者16件、技能者89件)



説明会

[令和3年度]

○ 説明会の開催

- ・ 対面とリモート形式による併用開催
- ・ 参加者 約150名

○ 「導入サポートセンター」の設置を予定

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ設置を検討中



サポートセンター